

令和5年6月13日
(2023年)
福祉保健部国保医療課

令和5年度（2023年度）城陽市国民健康保険料の保険料率及び減額について

◎令和5年度医療給付費分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割 7,800／100 均等割 21,800円 平等割 23,460円

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分 (注1) (注2)		(参考)		(5年度料率)		(減額すべき額)	
7割減額	均等割	15,260円	均等割	21,800円	-	15,260円	= 6,540円
	平等割	16,430円	平等割	23,460円	-	16,430円	= 7,030円
	(特定世帯の場合)		(特定継続世帯の場合)	11,730円	-	8,220円	= 3,510円
	(特定世帯の場合)		(特定継続世帯の場合)	17,600円	-	12,320円	= 5,280円
5割減額	均等割	10,900円	均等割	21,800円	-	10,900円	= 10,900円
	平等割	11,730円	平等割	23,460円	-	11,730円	= 11,730円
	(特定世帯の場合)		(特定継続世帯の場合)	11,730円	-	5,870円	= 5,860円
	(特定世帯の場合)		(特定継続世帯の場合)	17,600円	-	8,800円	= 8,800円
2割減額	均等割	4,360円	均等割	21,800円	-	4,360円	= 17,440円
	平等割	4,700円	平等割	23,460円	-	4,700円	= 18,760円
	(特定世帯の場合)		(特定継続世帯の場合)	11,730円	-	2,350円	= 9,380円
	(特定世帯の場合)		(特定継続世帯の場合)	17,600円	-	3,520円	= 14,080円
(2) 未就学児分 (注3)		(参考)		(5年度料率)		(減額すべき額)	
低所得者7割減額時	均等割	3,270円	均等割	6,540円	-	3,270円	= 3,270円
低所得者5割減額時	均等割	5,450円	均等割	10,900円	-	5,450円	= 5,450円
低所得者2割減額時	均等割	8,720円	均等割	17,440円	-	8,720円	= 8,720円
低所得者減額なし時	均等割	10,900円	均等割	21,800円	-	10,900円	= 10,900円

(注1) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割が減額されます。
 7割減額：4,3万円+1,0万円×(給与所得者等の人数-1)※
 5割減額：4,3万円+2,9万円×加入者数+1,0万円×(給与所得者等の人数-1)※
 2割減額：4,3万円+5,3.5万円×加入者数+1,0万円×(給与所得者等の人数-1)※
 ※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人數から1を減じた数

(注2) 特定世帯とは、75歳に到達する被保険者が国保から後期高齢者医療に移行することにより、その世帯の国保被保険者が単身となる世帯で、平等割の2分の1を減額。特定継続世帯とは、特定世帯となつてから5年を経過し8年を経過する月までにある世帯で、平等割の4分の1を減額。

(注3) 未就学児とは、6歳に達する日以前である被保険者で、低所得者に係る減額後の均等割に対し、その2分の1を減額。

令和5年度保険料率の試算について【医療給付費分】

[支出見込額]

[収入見込額]

一般被保険者医療分 現年度保険料(賦課総額) 1,061,268 千円 (889,306千円) 内、財政調整基金 (45,248千円)	保険料収入必要分 844,058 千円	(徴収率) 96.39% ÷	(調定額) 875,669 千円	調定額ベース (賦課総額) + → 1,056,522 千円
	(法定控減額) 171,962 千円	+ (市独自減免額) 8,891 千円	= 180,853 千円	
一般被保険者医療分 基盤安定繰入金(償減分) 未就学児均等割保険料繰入金 (171,962千円)				
一般被保険者医療分 内訳 府支出金 6,917,975 千円 一般会計繰入金 6,565,280 千円 (98.38%) (軽減分、未就学児分を除く) その他財源 111,892 千円	所得割 (100分の50に相当する額) 529,699 千円 ÷ (4 年度差) 均等割 (100分の30に相当する額) 325,081 千円 ÷ (4 年度差) (当初賦課額) 1,073,919 千円	7.80 % 7.35 % 0.45 pt = 21,800 円 = 21,040 円 760 円		
退職被保険者等医療分 374 千円	平等割 (100分の20に相当する額) 219,139 千円 ÷ (4 年度差)	23,460 円 22,900 円 560 円		
合計 = 当初医療分予算額 7,979,617 千円				

参考

◎令和5年度後期高齢者支援金等分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割 3. 11／100 均等割 8, 580円 平等割 9, 200円

2. 保険料の減額

(1) 低所得者分 (注1) (注2)		(参考)		(5年度料率)		(減額すべき額)		(賦課額)	
7割減額	均等割	6, 010円	均等割	8, 580円	—	6, 010円	—	2, 570円	
	平等割	6, 440円	平等割	9, 200円	—	6, 440円	—	2, 760円	
	(特定世帯の場合)		(特定継続世帯の場合)	4, 600円	—	3, 220円	—	1, 380円	
	(特定世帯の場合)		(特定継続世帯の場合)	6, 900円	—	4, 830円	—	2, 070円	
5割減額	均等割	4, 290円	均等割	8, 580円	—	4, 290円	—	4, 290円	
	平等割	4, 600円	平等割	9, 200円	—	4, 600円	—	4, 600円	
	(特定世帯の場合)		(特定継続世帯の場合)	4, 600円	—	2, 300円	—	2, 300円	
	(特定世帯の場合)		(特定継続世帯の場合)	6, 900円	—	3, 450円	—	3, 450円	
2割減額	均等割	1, 720円	均等割	8, 580円	—	1, 720円	—	6, 860円	
	平等割	1, 840円	平等割	9, 200円	—	1, 840円	—	7, 360円	
	(特定世帯の場合)		(特定継続世帯の場合)	4, 600円	—	920円	—	3, 680円	
	(特定世帯の場合)		(特定継続世帯の場合)	6, 900円	—	1, 380円	—	5, 520円	
(2) 未就学児分 (注3)		(参考)		(5年度料率)		(減額すべき額)		(賦課額)	
低所得者7割減額時	均等割	1, 290円	均等割	2, 570円	—	1, 290円	—	1, 280円	
低所得者5割減額時	均等割	2, 150円	均等割	4, 290円	—	2, 150円	—	2, 140円	
低所得者2割減額時	均等割	3, 430円	均等割	6, 860円	—	3, 430円	—	3, 430円	
低所得者減額なし時	均等割	4, 290円	均等割	8, 580円	—	4, 290円	—	4, 290円	

(注1) 総所得金額が以下の金額を超える場合は、均等割及び平等割が減額されます。

7割減額：4.3万円+1.0万円×(給与所得者等の人数-1※)

5割減額：4.3万円+2.9万円×加入者数+1.0万円×(給与所得者等の人数-1※)

2割減額：4.3万円+5.3.5万円×加入者数+1.0万円×(給与所得者等の人数-1※)

※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人數から1を減じた数

(注2) 特定世帯とは、75歳に到達する被保険者が国保から後期高齢者医療に移行することにより、その世帯の国保被保険者が単身となる世帯で、平等割の2分の1を減額。特定継続世帯とは、特定世帯となつてから5年を経過し8年を経過する月までにある世帯で、平等割の4分の1を減額。

(注3) 未就学児とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者で、低所得者に係る減額後の均等割に対し、その2分の1を減額。

令和

5年度保険料率の試算について【後期高齢者支援金等分】

[支出見込額]

[収入見込額]

一般被保険者 高齢者支援金等分 482,529千円	一般保険者高齢者支援金分 現年度保険料(賦課総額) 433,181千円 内、保険料収入必要分 (368,382千円) 内、財政調整基金 (34,527千円)	保険料収入必要分 333,855千円 (法定控減額) 64,799千円	(徴収率) ÷ 96.18% = 347,114千円 (市独自減免額) + 3,335千円 = 68,134千円	(調定額) + → 415,248千円

当初予算計上額
482,621千円

参考

所得割(100分の50に相当する額) 208,462千円 ÷ 6,702,959千円 ≈ 3.11 % (4 年度 差 0.31 pt)	均等割(100分の30に相当する額) 127,944千円 ÷ 14,912人 ≈ 8,580円 (4 年度 差 7,930円 650円)	平等割(100分の20に相当する額) 85,937千円 ÷ 9,341世帯 ≈ 9,200円 (4 年度 差 8,570円 630円)

◎令和5年度介護納付金分保険料の保険料率及び減額について

1. 保険料率

所得割	2. 69／100	均等割	7, 760円	平等割	6, 100円
-----	-----------	-----	---------	-----	---------

2. 保険料の減額

(参考)	(5年度料率)	(減額すべき額)	(賦課額)
（1）低所得者分			
7割減額 均等割	5, 440円	7, 760円 - 5, 440円 = 2, 320円	
平等割	4, 270円	6, 100円 - 4, 270円 = 1, 830円	
5割減額 均等割	3, 880円	7, 760円 - 3, 880円 = 3, 880円	
平等割	3, 050円	6, 100円 - 3, 050円 = 3, 050円	
2割減額 均等割	1, 560円	7, 760円 - 1, 560円 = 6, 200円	
平等割	1, 220円	6, 100円 - 1, 220円 = 4, 880円	

(注) 総所得金額が以下の金額を超えない世帯については、均等割及び平等割が減額されます。

7割減額：4.3万円+1.0万円×(給与所得者等の人数-1※)

5割減額：4.3万円+2.9万円×加入者数+1.0万円×(給与所得者等の人数-1※)

2割減額：4.3万円+5.3.5万円×加入者数+1.0万円×(給与所得者等の人数-1※)

※一定の給与所得者または公的年金等受給者が2人以上いる場合、合計人数から1を減じた数

令和5年度保険料率の試算について【介護納付金分】

[支出見込額] [収入見込額]

